

○財務省告示第二百二十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年三月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十九回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第一条及び第四十七条
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 三 振替法の適用等
- 四 発行方法
- 五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 日

ロ イ 入 札 発 行 争 格

十 十 三 二 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 争 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。平成二十一年三月十日

額面金額の総額 $\frac{24}{100} \times \frac{171}{365}$ 額は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{24}{100} \times \frac{171}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額(ただし、当該国債を発行時に

十四 初期利子

に
お
い
て
取
得
す
る
者
が
非
居
住
者
又
は
外
国
法
人
で
あ
る
場
合
に
は、前記(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成二十一年三月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を
支
払
期
とし、各支払期におい
て、その日以前六箇月に属する
利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十年九月二十日

十七 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十八 払入場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年三月十日